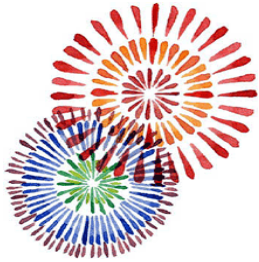
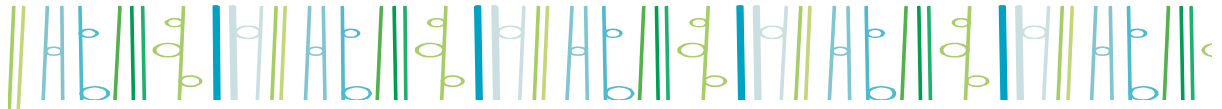


KAWANO PRESS

No.64



(有)ユービーシー経営 河野会計事務所
〒755-0036 宇部市北琴芝1丁目6-10
Tel 0836-33-6717 Fax 0836-33-6753
Mail info@ubc-net.com HP <http://www.ubc-net.com>



相続税及び贈与税の税制改正について

平成25年度税制改正により相続税法及び租税特別措置法が改正され、平成27年1月1日以後の相続・贈与について適用されます。
特に、相続税の基礎控除が現行の6割水準に引き下げられることにより、相続税が課税される人が増えることになり、相続対策に関心のある方も多いのではないのでしょうか？
今回は、改正の内容とともに相続・贈与に関する基礎知識を確認していきます。

相続税

基礎控除の引下げ及び税率構造の見直し



改正点①

○平成27年1月1日より相続税の基礎控除が以下の通り引き下げられます。

現行

改正後

5,000万円+1,000万円×法定相続人の数 → 3,000万円+600万円×法定相続人の数

※例えば、夫婦・子二人の家族において父親が亡くなった場合、これまで8,000万円であった基礎控除が4,800万円まで引き下がることになります。

この改正により相続税がかかる被相続人の数は6~8%へ増加する（現在4.1%）と予測されています。

改正点②

○税率について、最高税率を55%に引き上げる等の見直しが行われます。
改正後の相続税の速算表は次のとおりです。





相続税の速算表

各法定相続人の取得金額	税率	控除額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—	10%	—
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
1億円超～2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
2億円超～3億円以下			45%	2,700万円
3億円超～6億円以下	50%	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超			55%	7,200万円

このように、相続税は増税の方向に進んでいるのは明らかであり、前もって情報収集、節税対策を心がけたいものです。以下では、生前贈与の活用と生命保険の活用についてご紹介します。

贈与税



対策①
生前贈与の活用

贈与は、節税だけではなく財産をあげたい人に遺言書を書くことなく渡すことができるというメリットもあり、将来の「争続」を防ぐこともできます。



◎暦年課税

贈与税の計算は、まずその年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与によりもらった財産の価額を合計し、その合計額から基礎控除の110万円を差し引きます。その残りの金額に税率を乗じて税額を計算します。※財産価額の合計が110万円以下であれば税務署への申告は不要。

○贈与税の税率は？

速算表は次の通りです。（基礎控除110万円を差し引いた後の金額を当てはめて計算します。）



基礎控除後の課税価格	税率	控除額	一般（右記以外）		直系尊属→20歳以上の者	
			税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—	10%	—
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円	20%	25万円	20%	30万円
600万円以下	30%	65万円	30%	65万円	30%	90万円
1,000万円以下	40%	125万円	40%	125万円	40%	190万円
1,500万円以下	50%	225万円	45%	175万円	45%	265万円
3,000万円以下			50%	250万円	50%	415万円
4,500万円以下			55%	400万円	55%	640万円
4,500万円超					55%	640万円

→最高税率が引き上げられ、孫等が直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率構造が変わります。

☆暦年課税のメリット・デメリットは？

贈与を110万円以内に収めようとすると、多人数に長期間かけて贈与すれば効果はありますが、一度に短期間で贈与することは難しく、節税効果は望めません。また、相続開始前3年以内の被相続人からの贈与は相続財産に加算され、相続税の課税対象となります。



◎相続時精算課税

65歳以上の親からの贈与について、暦年課税に替えて適用できます（特別控除額2,500万円）。父、母ごとに選択できますが、選択した親が亡くなるまで適用されます。

27年1月1日以後より、対象者が拡大。現行の受贈者に20歳以上の孫を追加し、贈与者の年齢が65歳以上から60歳以上に引き下げられます。



○課税及び納税は？

贈与時に贈与財産に対する贈与税を納め、その贈与者が亡くなった時にその贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めたその贈与税相当額を控除することにより贈与税・相続税を通じた納税を行います。

贈与時の税額の計算式：(贈与額-2,500万円)×20%

☆相続時精算課税のメリット・デメリットは？

2,500万円までは納税がないため、一度に多額の贈与が可能です。また2,500万円を超える部分については20%の税率で済むという節税効果がありますが、相続税が増税されるリスクにより相続税が課税される可能性があります。また一度選択した場合（贈与者ごとに選択）、取り消すことはできず、贈与税の基礎控除（年間110万円）も使えません。

贈与の特例

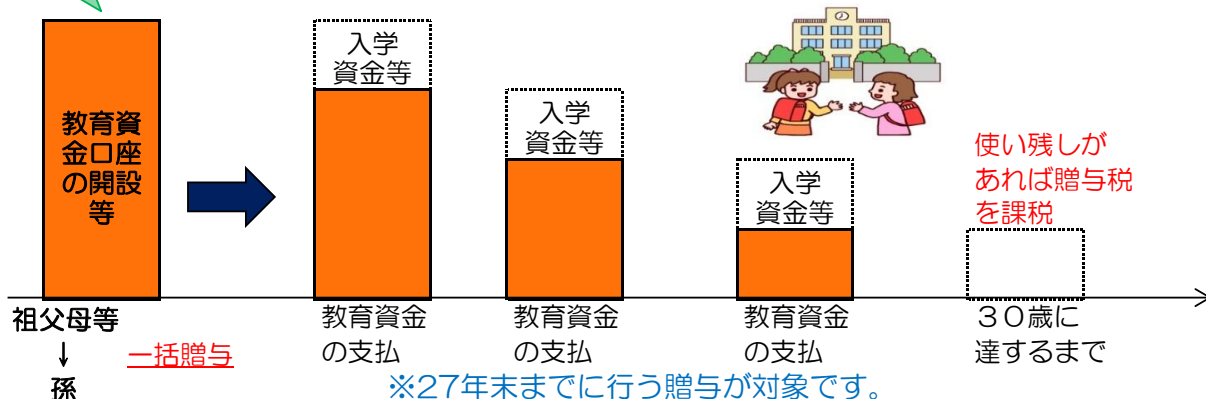
◎教育資金一括贈与

祖父母等（受贈者の直系尊属）が30歳未満の孫等に対して教育資金を一括贈与した場合に1,500万円（学校等以外は500万円）まで非課税とする措置があります。

※適用手続き等は取扱金融機関を経由して行うため、税務署への申告は不要です。

専用口座を開設し、管理を行う

教育資金として支出したことを金融機関が領収書などで確認
(利用者は、学校の領収書などを金融機関へ提出することが必要)



◎住宅取得資金の贈与

直系尊属（父母や祖父母）から住宅取得資金を贈与する場合、1,000万円（省エネ住宅の場合、一般住宅は500万円）まで非課税です。住宅ローン返済のための資金の贈与は対象外です。平成26年12月31日までの限定措置です。



対策②
生命保険の活用



生命保険金は500万円×法定相続人の数までは課税財産に計上しない、という非課税枠があるため、その非課税枠を活用できるだけ生命保険に加入することで、相続税の節税対策になります。また受取人を相続人にしておけば、死亡保険金が入ってくるため、納税資金の準備にもなります。

将来の相続に対して不安な方、対策をお考えの方は、当事務所へお気軽にご相談ください。また、改正内容、特例適用についての詳細は各担当者へお尋ねください。

印紙税の仕組みとは？



印紙税 とは？

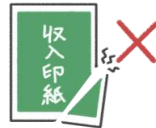
日常の経済取引に伴って作成する契約書や金銭の受取書（領収書）に課税される税金のことです。原則として収入印紙での納付、特例としてあらかじめ現金で納付する方法があります。仮領収書や仮契約書、商品券やプリペイドカード支払いによる領収書なども含まれます。

4月に改正された印紙税について身近なものを改めて紹介します。

収入印紙の正しい貼り方

収入印紙（以下印紙）や切手を切り取るとき、うっかり破れてしまう場合がありますが、破れてしまったものは使用できません。

また、課税文書と印紙にかけて自己または代理人の印章（印鑑）または署名でしっかりと印紙を消す必要があります。



●誤って印紙を貼ってしまった！

必要ない文書に印紙を貼ってしまったり、所定の金額を超える印紙を貼ってしまった場合作成より5年以内であれば、所轄税務署で還付してもらえます。

ただし、印紙を文書から剥がしたり、貼り付けた部分を切り取ってしまったりすると還付が受けられなくなってしまいますのでご注意ください。

●印紙を貼り忘れた契約書は無効になる？ 無効にはなりません。

●印紙を貼り忘れてしまったら？

不足額の3倍の過怠税が課せられます。
（自己申告であれば1.1倍）

印紙に消印しなかった場合は、貼り付けた印紙と同額の過怠税が課せられます。

また、金額を間違えて購入した場合、郵便局にて1枚5円の手数料で交換してもらえます。（現金への交換はできません）

印紙を文書に張り付けた場合、税務署にその文書と「印紙税法第14条不適用確認請求書」を提出し、確認を受けなければなりません。

4月から変更された印紙税について

◎金銭又は有価証券の受取書（17号） ※平成26年4月1日以降作成のもの
領収書など3万円以上から印紙が必要でしたが、5万円以上からとなりました。

4月以降に税込52,920円の商品を販売した場合の領収書の書き方の例です。

「52,920円（うち消費税3,920円）」と記載（消費税を区分記載した場合）

→49,000円が記載金額となります。印紙は不要です。

「52,920円」だけの記載（消費税を区分記載しなかった場合）

→52,920円が記載金額となります。印紙200円の印紙税が課税されます。

◎不動産譲渡契約書（1号の1）

軽減措置の適用額が、契約書等の記載金額1,000万円超→10万円超へ

◎建設工事請負契約書（2号）

軽減措置の適用額が、契約書等の記載金額1,000万円超→100万円超へ

※平成26年4月1日～平成30年3月31日作成のもの



～河野会計事務所からのお知らせ～

8月14日(木)～8月17日(日)をお盆休みとさせていただきます。
暑い日が続きますが、お体に気をつけてお過ごしください。

